

Miro Flexible Licensing Program に関する付帯規約

本 Miro Flexible Licensing Program に関する付帯規約（以下「本付帯規約」といいます。）は、お客様が CTC エスピー株式会社（以下「CTCSP」といいます。）より、RealtimeBoard, Inc.（以下「Miro 社」といいます。）が提供するオンラインホワイトボードサービス（以下「本サービス」といいます。）の Enterprise ライセンスを購入するにあたり、Miro 社の提供する Flexible Licensing Program への参加を希望される場合に適用される契約条件です。本付帯規約は、お客様に別途当社より提示される「CTCSP Miro オンラインホワイトボードサービス販売規約」（以下「原規約」といいます。）と一体となって、お客様と CTCSP の間における契約内容となります。

第1条（目的）

Miro Flexible Licensing Program（以下「本プログラム」といいます。）は、当社とお客様にて締結された Enterprise ライセンス契約の特約であり、一定期間 Enterprise ライセンスを従量課金制にて利用できるプログラムです。お客様は、本プログラムに参加することにより、一定の従量課金での利用を経て、期間ライセンスとしての Enterprise ライセンスを購入するか否かを決定することができます。

第2条（定義）

本付帯規約中にて使用される各用語の意味は以下の通りとします。なお、本付帯規約中に使用される用語で原規約に定義される用語は、別途本付帯規約中で定義されない限り、原規約の定義の通りとします。

- ①「Enterprise ライセンス」とは、Miro ライセンスの一種で、原則として有償の期間ライセンス形式で提供されるライセンスをいいます。
- ②「有償機能」とは、本サービスの機能のうち、Enterprise ライセンスの保有者のみが利用できる機能をいいます。
- ③「無償機能」とは、本サービスの機能のうち、本サービスのアカウントを有する者は誰でも、無償にて利用できる機能をいいます。
- ④「True-Up Period」とは、本プログラムが適用される期間の単位をいいます。
- ⑤「ユーザー」とはお客様における本サービスの利用者をいいます。
- ⑥「Free Restricted User」とは、本サービスの無償機能のみを利用できるユーザーをいいます。Free Restricted User は FLP Full User にアップグレードすることはできません。
- ⑦「Free User」とは、本サービスの無償機能しか利用する権限を持たないユーザーのうち、本プログラムの定めに従い、FLP Full User にアップグレードすることができるユーザーをいいます。
- ⑧「FLP Full User」とは、True-Up Period の期間中、従量課金制にて、Regular User と同等に有償機能を利用することができるユーザーをいいます。
- ⑨「ゲスト」とは、お客様とは異なる企業（当該企業の関連会社を含む）が有する Miro のアカウントに登録されたユーザーで、お客様が、本サービスに係る自己のオンラインホワイトボードを利用させるために招待した者をいいます。ゲストは、お客様の招待に係るオンラインホワイトボードに対してのみ、閲覧、コメント、編集をすることができます。
- ⑩「Regular User」とは、Enterprise ライセンスに基づき、本サービスを利用するユーザーをいいます。
- ⑪「アップグレード」とは、Free User を FLP Full User に昇格させることをいいます。
- ⑫「ダウングレード」とは、FLP Full User を Free User または Free Restricted User に降格させることをいいます。
- ⑬「License seat fee」とは、True-Up Period の終了時に、FLP Full User を Regular User に昇格させるために必要な、Enterprise ライセンスのライセンス料をいいます。

第3条（本契約の成立）

お客様が本プログラムに参加することを希望するときは、申込書、原規約、本付帯規約及び Miro 規約の内容をよく読み、その内容に合意した上で、Enterprise ライセンスの申込と同時に、本プログラム参加希望の旨を申込書に記載し、当社に提出して下さい。

2. 当社は、申込書の受領後、Miro 社にお客様の申込内容を伝達します。Miro 社がお客様の申込内容を承諾すると、お客様と当社の

間に申込書、原規約及び本付帯規約を内容とした契約が、お客様と Miro 社の間に Miro 規約を内容とした契約がそれぞれ成立し、お客様は本プログラムへの参加が認められます。

3. 本プログラムへの参加が認められると、別途申込書で指定された Enterprise ライセンスの期間開始日を基準として、半期ごとに True-Up Period が設定されます。お客様には各 True-Up Period ごとに、当該期間中における FLP Full User による本サービスの利用料（従量課金）及び、FLP Full User を Regular User に昇格させるための License seat fee の支払義務が生じます。当該 License seat fee の金額は、該当する True-Up Period の次の True-Up Period が開始する日からお客様が申込時に契約した Enterprise ライセンス契約の期間終了日までの期間を対象に、Enterprise ライセンスの年間利用料を日割りで計算した額とします。

第4条（本プログラムへの参加）

お客様は True-Up Period の期間中、任意の数だけ Free Restricted User と Free User を設定できます。

2. お客様の設定した Free User が以下の要件に該当したとき、当該 Free User は FLP Full User にアップグレードします。

- ① Free User が本サービスの有償機能を利用した場合。
- ② 既存の Regular User が Free User を Invite した場合。
なお「Invite」とは、Free User に対して有償機能を利用するよう勧誘する行為をいいます。

- ③ お客様のアドミニストレータが任意に、Free User を FLP Full User にアップグレードした場合。

3. Free User から FLP Full User へのアップグレードは、前項に定める要件を満たした場合、何らの警告なしに自動的に行われます。また、前項第2号に定める Regular User からの Invite によるアップグレードは、お客様以外の第三者である Regular User から Invite がなされた場合を含み、実際にお客様の Free User が本サービスの有償機能を利用したか否かに関わらず、Invite がなされた時点でアップグレードが行われます。

4. お客様は FLP Full User を任意に Free User にダウングレードすることができます。但し、Regular User への切り替えにかかる License seat fee の発生を逃れる目的で、FLP Full User を Free User にダウングレードすることは禁止されます。

第5条（Reconciliation 及び代金の支払い）

お客様における各 True-Up Period の終了前、Miro 社は当該 True-Up Period 中における FLP Full User の本サービスの利用状況にかかる報告書（以下「FLP レポート」といいます。）を発行して、お客様に送付します。お客様は次の True-Up Period の開始前までに、FLP レポートを確認し Free User を FLP Full User にアップグレードするかどうか判断を行い設定するものとします。

2. お客様における各 True-Up Period の終了後、当社は、前項に定める FLP レポートに基づき、当該 True-Up Period 中のお客様における本サービスの利用料を計算し、当該 True-Up Period にかかる License seat fee と合算して、一括にて請求書を発行するものとします。お客様は、当該請求書に記載の金額を、当該請求書に記載の支払条件にて支払うものとします。なお、お客様において当該請求書の金額に異議がある場合、お客様は当該請求書を受領後 5 営業日以内に当社に対して連絡するものとします。当該 5 営業日の期間内にお客様から連絡がない場合、お客様は当該請求書記載の金額を承諾したものとみなします。

3. お客様が前項に定める金額を当社に対して支払うと、当該支払にかかる FLP Full User は Regular User となり、期間ライセンスとしての Enterprise ライセンスが付与されます。

4. お客様が第2項に定める金額を当社に対して支払わない場合、

当該請求にかかる FLP Full User は Free Restricted User にダウングレードされます。但し、FLP Full User に対する License seat fee の発生を避けるため True-Up Period の終了前にダウングレードを行い、次の True-Up Period に再度アップグレードした場合、当該 FLP Full User には必ず、License seat fee が課されます。

第6条（ゲスト）

お客様は True-Up Period の期間中、他社のコーポレートドメイン（当該他社の関連会社のドメインを含む）にて Miro のアカウントを有する第三者をゲストとして招待し、Miro 社の定める範囲で本サービスを利用させることができます。なお、お客様は、お客様又はお客様の関連会社のドメインにて本サービスの利用登録をしている者をゲストとして招待することはできません。

2. お客様は、本サービスの利用に関するゲストの全ての行為について、Miro 社及び当社に対して責任を負います。また、お客様は Miro 社が本サービスの利用に関してゲストに直接連絡する場合があります。このことについて了承します。

第7条（利用停止）

お客様が、本契約若しくは Miro 規約を遵守せず、または本契約に定める本サービスの代金を支払わない場合、Miro 社又は当社は、自己の裁量にて、お客様における本プログラムへの参加を停止することができます。

第8条（原規約の適用）

本付帯規約に定めのない事項については、原規約の内容が適用されるものとします。但し、本付帯規約の内容と原規約の内容が矛盾するときは、本付帯規約の内容が優先して適用されるものとします。

以上